

第5次徳島市エコオフィスプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律
第21条第1項に係る実行計画

令和3年4月

令和7年3月一部改定

徳 島 市

目 次

第1章	計画策定の趣旨・背景	1
第2章	基本的事項	2
第3章	これまでの取組状況	4
第4章	目標	7
第5章	温室効果ガス総排出量削減のための取組	9
	電気使用量の削減	10
	公用車の燃料使用量の削減	11
	グリーン購入の推進	12
	用紙類使用量の削減	13
	廃棄物の削減（3Rの推進）	14
	廃プラスチック量の削減	14
	環境に配慮した率先行動	15
	環境に配慮した施設等整備	16
	環境に配慮した設備管理	17
第6章	進行管理の仕組み	18
様式		22

省エネ・省資源

限りある資源を大切にし、
環境にやさしい市役所へ。



テオップ
「TEOP」

徳島市エコオフィスプラン
マスコットキャラクター

第1章 計画策定の趣旨・背景

地球温暖化問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つである。既に世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているとともに、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。気候系に対して人為的干渉を及ぼすこととしない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは、人類共通の課題なのである。

【地球温暖化対策に関する動向】

1 国際的な動向

2015年(平成27年)にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択され、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出の吸収の均衡」を目指すことが掲げられたほか、先進国と途上国の分け隔てなくすべての国が参加することなどが定められた。

2 国内の動向

政府は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年(令和3年)1月に施政方針演説において、環境対策は経済の制約ではなく、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す鍵となるものとし、世界に先駆けた脱炭素社会の実現を掲げている。

また、2021年(令和3年)10月に、政府は国内の地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030年度(令和12年度)において、2013年度(平成25年度)比で46%の温室効果ガス排出量削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明している。その内訳として、地方公共団体の事務・事業を伴う排出が該当する「業務その他部門」では、約51%の削減が目標とされている。

このように地球温暖化問題を取り巻く状況は大きく変化している。世界や国の地球温暖化対策に貢献することに加え、市民・事業者の模範となるような率先的な取組をより一層進めていく必要が生じており、地方自治体の役割はますます重要になっている。

徳島市においては、2001年(平成13年)に、事業者・消費者の立場で、市が行う事務・事業に伴う環境への負荷の低減に向けた取組の行動計画として「徳島市エコオフィスプラン」(地方公共団体実行計画「事務事業編」)を策定し、その後、4度の改定を行い、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減等、環境に配慮した行動を行ってきた。さらに、2023年(令和5年)12月8日に「徳島市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市全体で一丸となって脱炭素に向けた取組を行っている。

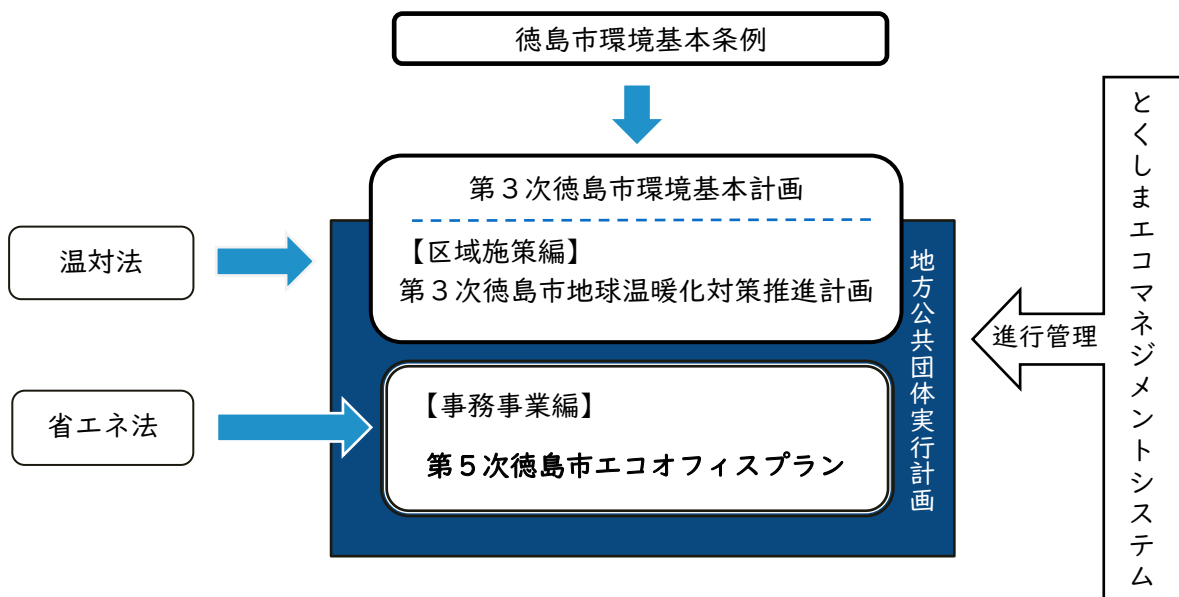
こうしたことから、カーボンニュートラルの実現に向け、より一層の地球温暖化対策の推進を図るべく、計画期間中である第5次徳島市エコオフィスプランの一部改定を行う。

第2章 基本的事項

1 目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として徳島市エコオフィスプラン（以下「プラン」という。）を策定し、本市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量を削減することを目的とし取組を推進する。

2 位置づけ



※「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）との関係
省エネ法第5条に基づくエネルギー使用の合理化に関する取組方針として位置づける。

3 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする。

4 対象範囲

- (1) 事務・事業の範囲
市のすべての事務・事業
- (2) 対象とする組織や施設の範囲
市のすべての組織や施設（指定管理者制度を導入している施設を含む）

5 対象とする温室効果ガスの種類

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)

6 対象とする温室効果ガスの発生源

種 類	排 出 活 動	温室効果ガス排出量算定の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼	ガソリン、軽油、灯油、A重油、 LPガス、都市ガスの使用量
	電気の使用	電気使用量
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼 (公用車以外のガス・ガソリン機関、こん ろ・湯沸器・ストーブ等)	ガソリン、灯油、LPガス、 都市ガスの使用量
	自動車の走行	公用車の走行距離
	下水及びし尿の処理	浄化センターで処理した下水処理量、 し尿処理施設で処理したし尿の処理量
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	設置されている浄化槽の処理対象人員
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼 (公用車以外のディーゼル・ガス・ガソリン 機関、こんろ・湯沸器・ストーブ等)	ガソリン、軽油、灯油、A重油、 LPガス、都市ガスの使用量
	自動車の走行	公用車の走行距離
	麻酔剤の使用	病院での麻酔剤(笑気ガス)使用量
	下水及びし尿の処理	浄化センターで処理した下水処理量、 し尿処理施設で処理したし尿の処理量
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	設置されている浄化槽の処理対象人員
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	カーエアコンからの漏出	HFC-134aが封入された公用車の台数
	消火設備からの排出	HFCを利用した消火剤の排出量

(備考)

温対法第2条第3項で規定されている7種類の温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)は、本市の事務・事業において該当する活動がないため、算定対象としない。

本市における一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスは、市民生活と密接に関連し、その対策は複雑かつ多方面にわたるため本プランでは対象に含めず、市域における総合的な温暖化対策において削減を推進するものとする。

第3章 これまでの取組状況

Ⅰ 第1～4次プランの取組結果

	計画期間	基準年度	温室効果ガス削減目標	温室効果ガス削減結果
第1次	H13～H17年度	H11年度	2.5%削減 (本庁舎のみ)	5.1%削減
第2次	H18～H22年度	H16年度	4%削減	13.3%削減
第3次	H23～H27年度	H21年度	4%削減	9.1%削減
第4次	H28～R2年度	H26年度	5%削減	9.9%削減

(1) 第1次プランの取組状況

全組織で取組の推進を行った。温室効果ガス総排出量削減目標の対象範囲については、本庁舎のみとした。

(2) 第2次プランの取組状況

温室効果ガス総排出量削減目標の対象範囲を本庁舎から全組織※に拡大した。

(※：指定管理者制度の導入施設は除く)

(3) 第3次プランの取組状況

省エネ法に対応し、エネルギー管理を適正に行うため、責任者の配置、エネルギーの使用の合理化に関する目標値の設定など、取り組むべき項目を明確化した。

(4) 第4次プランの取組状況

温室効果ガス総排出量削減目標の対象範囲に「指定管理者制度の導入施設」を含むこととし、市のすべての組織及び施設で、より一層の温暖化対策に取り組んだ。

2 第4次プラン実績

(1) 活動項目別目標

項 目	目 標 値 基準年度比	平成26年度 (基準年度)	令和2年度 (基準年度比削減率)	達成 状況
電 気	4.0%以上削減	68,820,440 kWh	63,864,363 kWh (7.2%削減)	達成
ガ ス	1.0%以上削減	1,440,392 m ³	1,181,664 m ³ (17.9%削減)	達成
A重油・灯油・軽油 の合計	4.5%以上削減	1,236,225 ℓ	1,053,205 ℓ (14.8%削減)	達成
公用車の燃料	30.0%以上削減	979,732 ℓ	593,500 ℓ (39.4%削減)	達成
文具類の グリーン購入率	100%	91 %	91 %	未達成
用紙類の使用枚数 (A4換算)	基準年度 以下に削減	84,777,821 枚	71,756,882 枚 (15.4%削減)	達成
廃棄物の リサイクル率 (本庁舎のみ)	70%以上	70.2 %	68.1 %	未達成

(2) 温室効果ガスの排出量の現状（令和2年度）

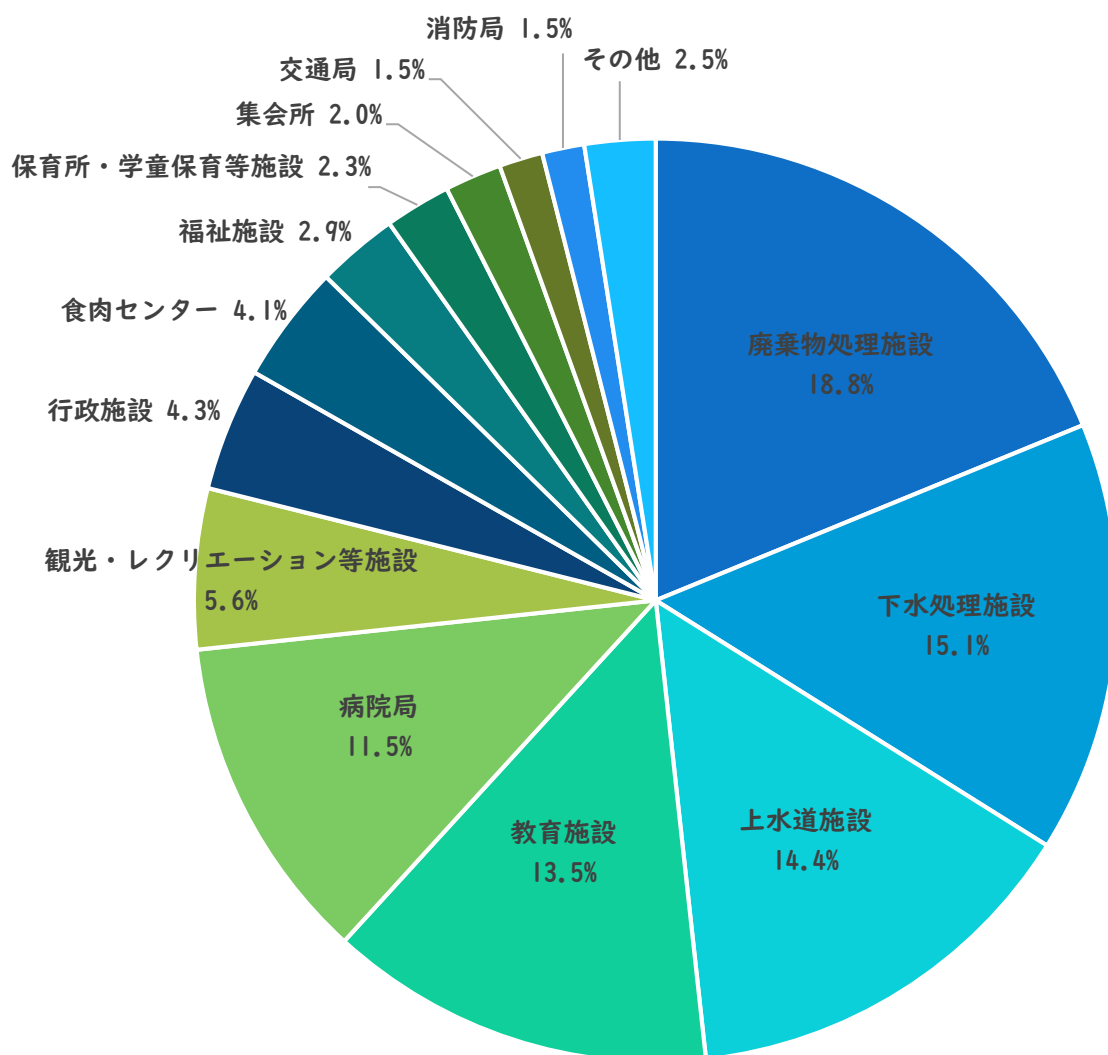
ア ガス種別排出量

区 分		温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
内 訳	二酸化炭素 (CO ₂)	52,124,928
	メタン (CH ₄)	535,340
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,001,535
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	5,262
合 計 (総排出量)		53,667,065

※ 第4次プランの計算方法による。

上記排出量には、環境事業所における一般廃棄物の焼却に伴う量は含まない。

イ 施設別排出量



ウ 現状分析

温室効果ガス排出量をガス種別にみると、最も多いのは二酸化炭素であり、全体の約 97% を占めている。二酸化炭素の最大の排出要因は、電気の使用に伴うものであり、二酸化炭素排出量の約 86% である（事務・事業全体における温室効果ガス排出量においては約 83%）。電気の使用に伴う排出量が全体の大部分を占めていることから、この部分の対策が重要であるということがいえる。また、燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量は、ボイラーや空調、発電機などの施設設備、公用車の使用によるものであり、事務・事業全体の約 14% を占めている。

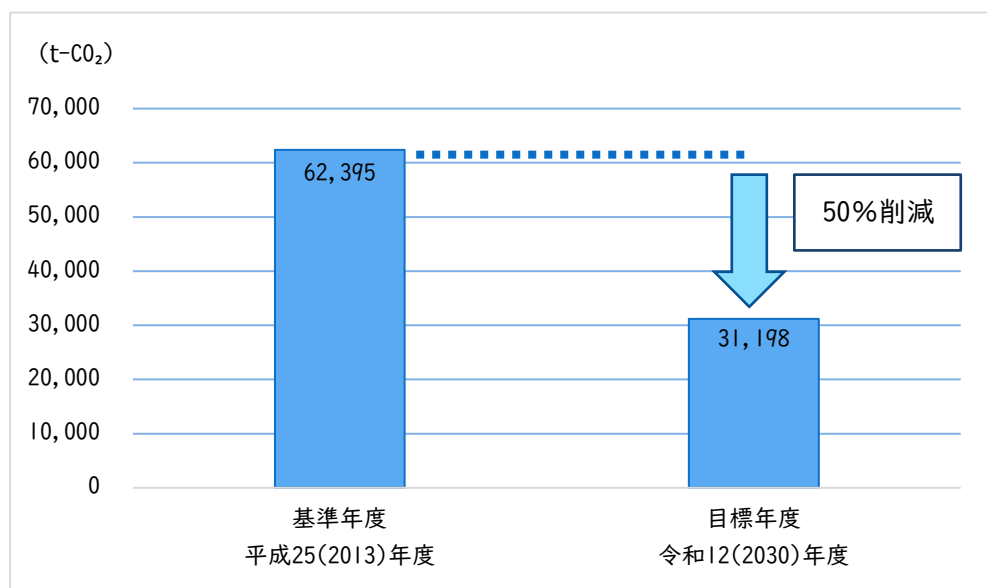
二酸化炭素以外のガスでは、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを含わせて約 3% の割合で排出している。

また、施設別にみると、廃棄物処理施設が最も多く温室効果ガスを排出しており、次いで、下水処理施設、上水道施設となっている。この 3 施設で本市の温室効果ガス排出量の約半数を占めている。

第4章 目 標

Ⅰ 温室効果ガス総排出量削減目標

平成 25（2013）年度比で令和 12（2030）年度までに 50%削減



◇ 温室効果ガス算定方法の見直し

本市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出状況の算定にあたり、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に準拠し以下のとおり見直しを行う。

◆ 電気の温室効果ガス排出係数について

これまでのプランでは、基準年度の排出係数で固定し、計画期間中の各年の温室効果ガスの算定をしていたが、国のガイドラインに基づき、第5次プランでは各年度の排出係数を用いて電力の使用に伴う温室効果ガスを算定する。

	電気の使用に伴う温室効果ガス排出量算定方法
第4次プラン ↓	電気使用量× <u>基準年度排出係数</u> (基準年度 H26 排出係数 0.699 kg-CO ₂ /kWh) ※計画期間中固定
第5次プラン	電気使用量× <u>毎年度排出係数</u> (算定各年度電力排出係数) ※計画期間中変動

＊ 算定各年度電力排出係数について

「N年度」に行う「(N-1 年度実績) 温室効果ガス排出量」の算定について、「N-2 年度実績」の電気事業者別排出係数を乗じて算定する。

※ 温室効果ガス総排出量の算定を行う年度を「N年度」、その前年度を「N-1 年度」、さらにその前年度を「N-2 年度」とする。また、年度毎に発表される電気事業者別排出係数(環境省)より基礎排出係数を引用する。

例) 平成 25 年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数は、平成 24 年度実績の電気事業者別排出係数を用いて算定する。

◆ 対象施設について

第 5 次プランでは計画期間中において廃止・新設された施設についても算定対象に含め、本市のすべての事務・事業における温室効果ガスの排出量を算定する。

2 活動項目別目標

事務・事業のうち、エネルギー・資源の使用抑制など、温室効果ガス削減につながる活動項目別目標を設定する。

項 目		目 標 値
	電気使用量	平成 25 年度比で 15%以上削減
	公用車の燃料使用量	令和元年度比で 15%以上削減
	グリーン購入	文具類のグリーン購入率 100%
	用紙類使用量	令和元年度以下に削減
	廃棄物	リサイクル率 70%
	廃プラスチック量	令和元年度以下に削減

※廃棄物及び廃プラスチック量については、本庁舎を算定対象とする。

第5章 温室効果ガス総排出量削減のための取組

I 基本方針

プランの目標達成に向けた温室効果ガス排出削減対策を以下の方針に基づき全組織で取り組む。

(1) 率先行動

市は、温室効果ガスを多量に排出する大規模な事業所であることを認識し、使用電力について再生可能エネルギー化の検討を積極的に行うなど、自ら率先して温暖化対策を推進する。

(2) 市民や事業者への推進

市は、温暖化対策の課題や効果等の経験及び知見を集積し、具体的な事例を持って市民や事業者へ情報提供や助言等の支援を行うことが期待されている。プランの推進により、市民及び事業者の自主的・積極的な温暖化対策の取組を促し、市域から排出される温室効果ガスの削減を図る。

(3) 確実な進行管理

プランに定めた内容を確実に推進するために、プランについて周知徹底を図るとともに、総合的かつ効率的な推進を図るため、とくしまエコマネジメントシステムにより、着実な進行を行う。

(4) 政府実行計画の目標に準じた措置

次の項目については、政府実行計画の目標に準じた措置を講じる。

項目	内容
太陽光発電設備の導入	2030 年度までに、設置可能な本市公共施設の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	2025 年度以降に予定している新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当とすることを目指す。
公用車の電動車の導入	代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については 2025 年度以降すべて電動車とし、ストック（使用する公用車全体）についても 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	2030 年度までに、既存設備を含めた本市公共施設の LED 照明の導入割合を 100%とする。
再エネ電力調達の推進	2030 年度までに、本市公共施設で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

2 取組項目

プランの目標を達成するため、具体的な取組項目を定める。

電気使用量の削減



平成 25 年度比で 15%以上削減

照明等の適正な使用・管理

- ▶未使用スペースなどの照明は、支障のない範囲で消灯する。
(始業前、晴天時の窓際、昼休み、残業時、休日、事務室など)
- ▶断続的に使用する箇所の照明は、使用後は必ず消灯する。
(トイレ、会議室、更衣室、コピー室、倉庫など)
- ▶各職場の最終退出者は、消灯を確認する。
- ▶廊下などの共有部分の照明は、支障のない範囲で間引きする。
- ▶施設敷地内の外灯等の点灯時間を季節ごとに調節する。
- ▶照明器具の清掃を適正に実施する。
- ▶LED照明やセンサー付き機器への交換を積極的に行う。
- ▶自然光が入りやすい部屋割りや窓の配置を行う。
- ▶電化製品等について使用しない時の電源オフを徹底する。
(電気式ポット、コーヒーマーカーの加熱機器など)
- ▶待機電力の削減のため、支障のない範囲で使用していない電気機器の電源はコンセントから抜く。

OA機器の適正な使用・管理

- ▶長時間の離席時(概ね2時間以上)は、パソコンの電源を切り、昼休みや短時間の離席時はスリープモードを活用する。
- ▶コピー機は、使用後は必ず省電力状態にする。
- ▶OA機器の電源は、使用後(退庁時)必ず切るよう徹底する。
- ▶事務の適切な作業能率を確保しつつ、OA機器の利用実態を把握し設置台数や配置の最適化に努める。
- ▶OA機器の調達時は、消費電力が少なくエネルギー消費効率が良い機器を導入する。

空調設備の適切な運用

- ▶冷暖房時の室温は、冷房 28℃、暖房 19℃※¹を目安に適切な温度管理を行う。
- ▶冷暖房時は、感染症予防のため適宜換気を行い、省エネ対策と衛生管理の両立を考慮し、室内温度の調整を図る。
- ▶空調機器フィルターの定期的な清掃を行う。
- ▶ブラインド・カーテン・緑のカーテン等を有効に利用して、窓からの熱の出入りを防ぎ、冷暖房負荷の低減に努める。

※¹ ウォームビズ(WARMBIZ)において、環境省が広く呼びかけている暖房時の室温は「20℃」だが、政府が率先した取組を実施するにあたり、暖房中の室温について19℃を目途に過度にならないように適切に調整に努めることとする方針を定め、地方公共団体に対しても同様の取組を行うよう協力を要請しているため、プランでは暖房で管理する目安温度を「19℃」とする。

電気使用量の削減について、省エネルギー対策として、p.16「環境に配慮した施設等整備」における「再生可能エネルギーの有効活用」、「エネルギー利用の効率化」の取組とも関連しています。

公用車の燃料使用量の削減



令和元年度比で 15%以上削減

エコドライブの推進

- ▶急発進、急加速、空ぶかしをやめ、環境に配慮した運転を行う。
- ▶駐車及び長時間の停車時のアイドリングストップを徹底する。
- ▶タイヤの空気圧等車両の常時点検、調整を行う。
- ▶不要な荷物を載せたままにしない。

公用車の適正な利用

- ▶距離及び目的に応じ、合理的な移動手段を選ぶ。
(近距離は、徒歩、自転車、バイクの優先利用)
- ▶相乗りや公共交通機関の利用を図る。

エコカー等の導入

- ▶低燃費かつ低排出ガス認定車を導入する。
- ▶特殊車両を除き、公用車の新規導入・更新時には、電気自動車、ハイブリッド自動車などの次世代自動車を率先的に導入するよう努める。
- ▶公用車の使用目的にあわせて、必要最小限の大きさ（排気量）の自動車を選択する。



文具類のグリーン購入率 100%

※グリーン購入はすべての物品等で推進するが、目標については、文具類のみで算定する。

購入時の配慮事項

- ▶製品やサービスを購入する前に必要性を考える。
- ▶製品の材料についても購入の判断要素に加え、再生プラスチックや間伐材等が使用された製品の購入を推進し、環境に配慮した製品等の購入に努める。
- ▶廃棄時のことを考慮し、詰め替え可能なもの、また、単一素材や分別のしやすい製品の購入に努める。
- ▶エコマーク等の環境ラベルを参考に購入する。

主な品目の配慮事項

文具類

- ▶「グリーン購入対象品目リスト」に基づき特定調達品目の判断の基準を満たしたものを購入する。（活動項目別目標の算定対象）

コピー用紙

- ▶古紙パルプ配合率、白色度、森林認証パルプ利用割合等を総合的に評価した総合評価値が80以上のものを使用する。

印刷用紙

- ▶可能な範囲で、古紙パルプ配合率が高いものを使用する。

印刷物の発注

- ▶印刷物を発注する時は、再生紙を使用していることや、インキ類・加工資材及び工程等が環境に配慮していることを確認し、リサイクル適性を表示するよう努める。

OA機器

- ▶国際エネルギースタープログラムの基準を満たす製品を購入する。

被服等

- ▶リサイクル原料を使用したものとする。

用紙類使用量の削減



令和元年度以下に削減

用紙の使用量抑制

- ▶ パソコンで入力した文書を打ち出す際は、「プレビュー画面」で確認してから印刷を行う。
- ▶ コピー・印刷は原則として両面コピーとする。
- ▶ コピー枚数を管理し、使用枚数を削減する。
- ▶ 庁内における連絡、通知文書等については、回覧や庁内LAN等を活用し、個人への配布を避ける。

文書の簡素化

- ▶ 個人所有の文書・資料の減量化を徹底する。
- ▶ 文書取扱規程に従い、文書を整理し共有化することで作成部数を削減する。
- ▶ 会議や研修では、ペーパーレス会議システムの利用のほか、パワーポイントなどの利用や要点を抑え簡素化した資料を作成するなどし、配布資料を削減する。
- ▶ 文書管理システムや電子メール等の適正な活用により、事務のペーパーレス化を進める。

印刷物への配慮

- ▶ 印刷物は、ページ数や部数が必要最小限になるよう配慮する。
- ▶ 報告書や計画等は、ホームページに掲載するなどにより、発行部数の削減を図る。

廃棄物の削減（３Ｒの推進）



リサイクル率 70%

※本庁舎を算定対象とする。

排出抑制（リデュース）

- ▶購入の必要性を十分に検討したうえで、必要最小限の量を調達し、過剰な購入を避ける。
- ▶使い捨て製品の使用の抑制を図る。
- ▶事務用品・物品は、適正かつ合理的に使用し、無駄にしない。
- ▶資料、カタログ類は、必要なもの以外は受け取らないようにする。
- ▶事務室等の個人用のごみ箱を減らし、不用意な廃棄をなくす。
- ▶庁内会議及び庁内・出先機関との文書連絡には、封筒を使用しないこととし、特に必要な場合は、使用済み封筒を利用する。
- ▶啓発用品や記念品について、包装の簡素化を図る。

再使用（リユース）

- ▶職場での不用品は、「もったいないコーナー」へ掲示し、庁内での再利用に努める。
- ▶フロアで事務用品・物品の貸し借りをを行うなど、課・室ごとの過剰な保有を避ける。
- ▶使用済みの封筒は、宛名欄の貼付などにより、庁内連絡用封筒への再利用を徹底する。
- ▶修繕可能なものは修繕して（長く）使用する。

再生利用（リサイクル）

- ▶事務室等に分別BOXを設置し、ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラマークごみ、缶・びん・ペットボトルなど）の分別を徹底する。
- ▶複数素材の物品を廃棄するときは、できるだけ分解・分別し、リサイクルに努める。
- ▶コピー用紙、雑誌類、ダンボール、新聞等のリサイクルを図る。
- ▶シュレッダーの利用は、個人情報記載文書や機密文書のみとし、分量に応じて大型シュレッダーや各職場のシュレッダーを使用し、リサイクルを図る。
- ▶コピー機、プリンターの使用済みトナーカートリッジのリサイクルを図る。
- ▶生ごみのコンポスト（堆肥）化に努める。

廃プラスチック量の削減



令和元年度以下に削減

※本庁舎を算定対象とする。

- ▶マイボトルやマイバッグ等を使用し、プラスチックごみの削減に努める。
- ▶事務・事業で使用する物品について、ワンウェイプラスチック及びプラスチック包装を可能な限り控える。
- ▶可能なものについてはプラスチック以外の素材の購入に努める。
- ▶プラスチック製品を購入する際は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの割合が高い製品の選択に努める。

環境に配慮した率先行動

- ▶ 夏季の軽装、冬季の重ね着など服装の工夫により、冷暖房の使用を抑制する。
- ▶ ノー残業デー（水・金曜日）やライトダウンデー（水曜日）は、定時退庁し事務室等の消灯に努める。
- ▶ 通勤は、公共交通機関や自転車等の利用に努めるとともに、毎月 10・20・30 日は「ノーマイカーデー」とし、通勤時の自家用車の使用を控える。
- ▶ エレベーター使用を控え、上下 3 階程度は階段を利用する。
- ▶ 手洗い、トイレ使用、洗い物時など、こまめな節水に努める。
- ▶ 勤務地や居住地周辺におけるリサイクル活動、地域清掃活動や環境ボランティア活動への積極的な参加を促進する。
- ▶ 電気使用の契約を行う際は、排出係数の低い電気事業者との契約や再生可能エネルギー由来の電気を使用するメニューでの契約を検討する。

コ ラ ム

「デコ活」とは

「デコ活」とは脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。令和 4 年 10 月に COOL CHOICE を引き継ぐ新たな国民運動として発足し、令和 5 年 7 月に「デコ活」の愛称が決定しました。

具体的な取組事例として、3 分野、計 13 種類の「デコ活アクション」があります。



デコ活アクション まずはここから！

- デ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- 力 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ つながるオフィス テレワーク

分類	アクション
まずはここから	住 デ 電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
	住 コ こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）
	食 力 感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）
	職 ツ つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、それが仕事場に）
ひとりでのCO2が下がる	住 高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移 環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣 クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住 ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食 地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移 できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買 はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住 宅配便は一度で受け取る

徳島市は令和 6 年度に「デコ活宣言」をしました。

職場以外でも率先して「デコ活」を実践し、脱炭素化や市民・事業者への普及啓発に努めましょう。

環境に配慮した施設等整備

再生可能エネルギーの有効活用

- ▶令和５年度に実施した徳島市公共施設等太陽光発電設備導入調査の結果に基づき、防災面や採算面を考慮しながら、公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池の導入を進める。
- ▶公共施設の規模や用途に応じて、太陽熱利用、小水力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギー及び蓄電池の導入を図る。

エネルギー利用の効率化

- ▶ごみ処理、下水処理等に伴い発生するエネルギーの有効活用を図る。
- ▶水道施設においてポンプ設備におけるインバータ等を利用した回転速度制御システムの導入及び効率的な水運用システムの構築を図る。
- ▶エネルギー消費が多い設備については、保守・点検をマニュアル化する。
- ▶使用電力に応じて警報を発生するデマンド監視装置を導入するなど、施設や設備の効率的な運用を図る。
- ▶コージェネレーション、燃料電池などエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入に努める。
- ▶二重窓、複層ガラス、断熱材、遮熱性塗料等を使用し、建築物の断熱性の向上を図る。
- ▶省エネルギー診断を受けるなど、省エネルギーのための検討を行い、可能な範囲で設備改善に努める。
- ▶省エネルギー設備の導入にあたっては、ＥＳＣＯ事業の実施を検討する。
- ▶公共施設を新築・改築する際は、ＺＥＢ認証の取得を検討する。

公共工事の配慮

- ▶公共工事を行う際は、環境に配慮した工事を行うように努める。

水の有効活用

- ▶節水コマ、自動水栓、節水型トイレ等の節水に有効な設備の導入を図る。
- ▶雨水貯留タンク等の設置により雨水利用を図る。

緑化の推進

- ▶公共施設の緑化、公園や緑地の施設整備を図り、熱負荷の低減、地域生態系の保護・育成に努める。
- ▶市が所有する森林を間伐や除伐等により適正に維持管理を行う。
- ▶公共施設の整備にあたっては、国産木材の積極的な利用に努める。

環境に配慮した設備管理

フロン類の管理

- ・冷媒としてフロン類を使用している業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器（以下「業務用冷凍空調機器」という。）は定期的に点検し、適正に管理する。
- ・業務用冷凍空調機器を整備・廃棄する時は、第一種フロン類充填回収業者に委託し、適正に行う。

コ ラ ム

省エネルギー対策の推進

徳島市では、再生可能エネルギー設備導入を進めています。

● 太陽光発電導入施設（令和 5 年度末）

- 本庁舎
- コミュニティセンター(9 か所)
- 市営住宅(1 か所)
- 小学校(6 か所)
- 保育所(4 か所)
- 認定こども園(2 か所)
- 上下水道局庁舎
- 第十浄水場
- 市民病院
- ライフル射撃場（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月実証実験用）

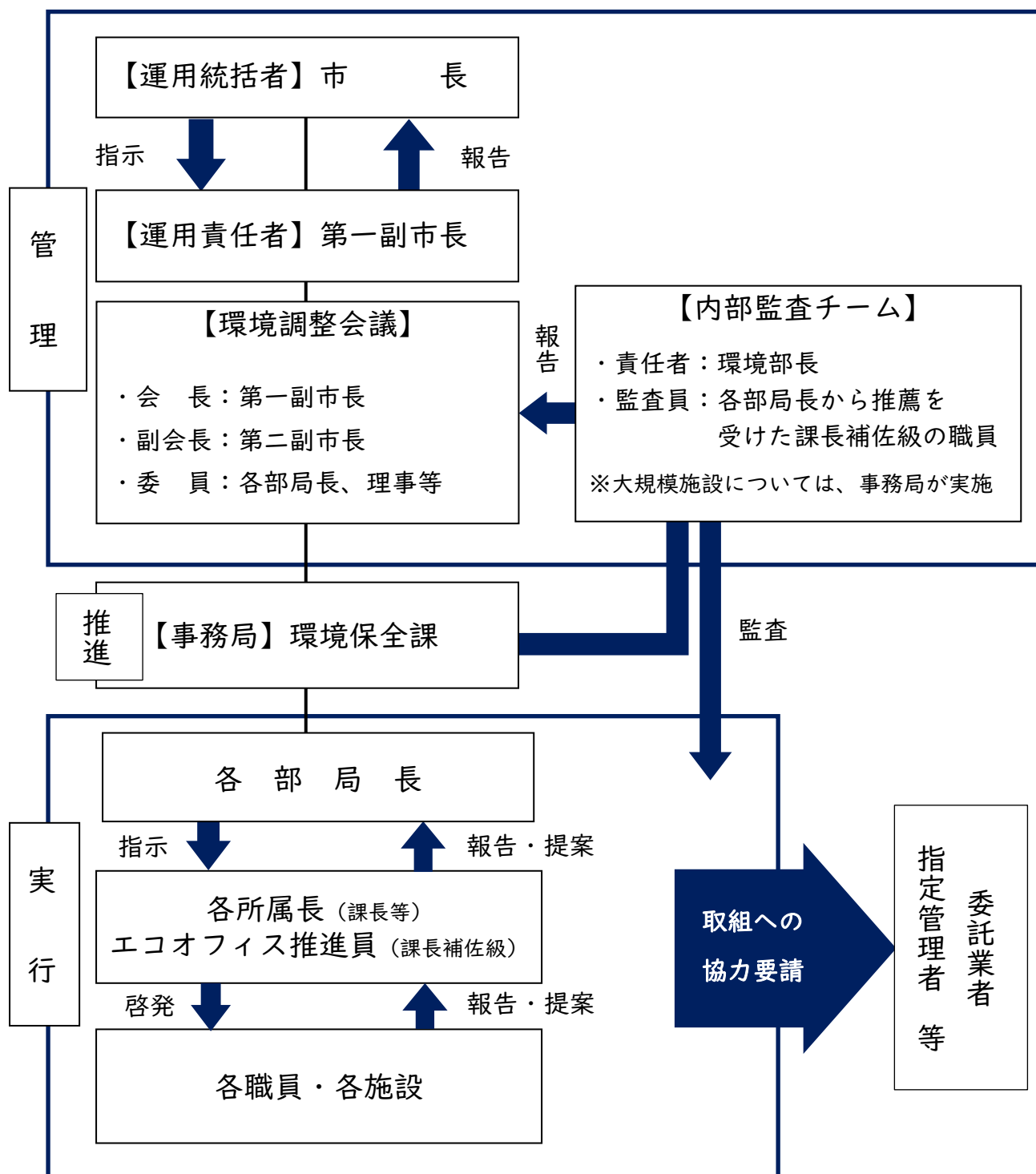
＼エネルギーをクリーンに／



第6章 進行管理の仕組み

プランの推進及び進行管理に関しては、別に定める「とくしまエコマネジメントシステム」により行う。

Ⅰ 推進体制



(1) 環境調整会議

第一副市長を会長、第二副市長を副会長とし、各部局長等を委員として組織し、プランの取組の実施状況や目標の達成状況等の点検・評価を行い、横断的な調整を進め、プランを着実に推進する。

(2) 環境調整会議幹事会

環境部長を議長とし、各局の次長及び各部の副部長等を幹事として組織し、プランの推進に関し、調査研究及び調整等を行う。

(3) 内部監査チーム

環境部長を責任者とし、各部局長から推薦を受けた課長補佐級の職員により組織し、各所属の取組状況を監査する。

(4) エコオフィス推進員

部局内の各所属に、エコオフィス推進員を1人配置し、次の事項を実施する。

ア 所属職員へ積極的な取組を啓発すること。

イ プランの取組状況を点検すること。

ウ その他、プランの推進に必要なこと。

◇ 大規模施設（重点的に省エネルギーに取り組む施設）

温室効果ガス排出量の多い施設を大規模施設と位置づけ、重点的に省エネルギー対策に取り組む施設とし、中長期的な観点からエネルギーの使用の合理化に取り組む。大規模施設（重点的に省エネルギーに取り組む施設）は、各々の事業内容に応じた『省エネルギー対策計画書』を作成するものとする。

▶ 大規模施設（重点的に省エネルギーに取り組む施設）

▶本庁舎	▶東部環境事業所	▶東部環境事業所浄水苑
▶西部環境事業所	▶生涯福祉センター	▶食肉センター
▶中央卸売市場	▶第十浄水場	▶中央浄化センター
▶北部浄化センター	▶市民病院	

※ 省エネ法における特定事業者としての取組

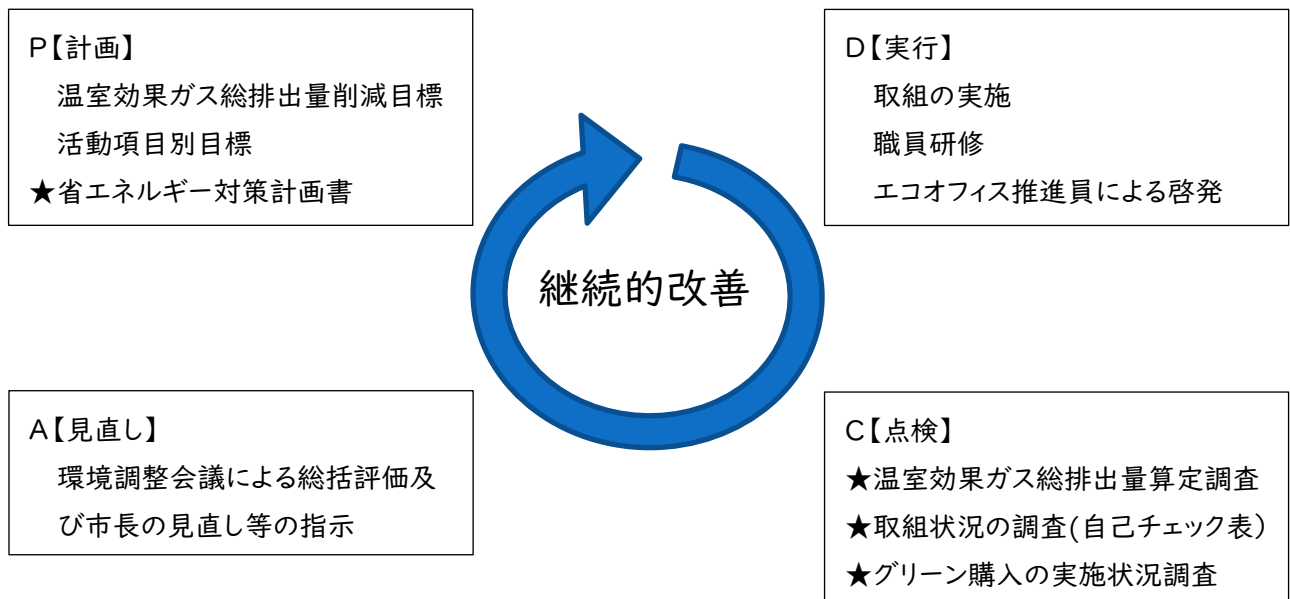
市長部局・教育委員会・上下水道局・病院局は、省エネ法第7条第1項に基づく「特定事業者」に指定されている。

各特定事業者は、省エネ法第8条に基づき「エネルギー管理統括者」を、第9条に基づき「エネルギー管理企画推進者」を選任する。

また、省エネ法第5条で定められた「工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準」に基づき、エネルギー消費設備ごとに運転管理や計測・記録、保守・点検の方法について管理標準を定め、これに基づき管理を行う。

2 進行管理

とくしまエコマネジメントシステムに基づきPDCAサイクルによる、目標の設定、実施状況の調査等を行い、点検・評価のうえ、継続的に改善を図る。



【各所属で行う主な調査】

- ★ 省エネルギー対策計画書の作成(大規模施設)
各大規模施設はエネルギー消費原単位でエネルギー使用量の現況を把握し、運用・設備改善の計画を作成する。
- ★ 温室効果ガス総排出量の算定調査(全施設)
1年間の電気及び燃料等エネルギー使用量等を調査する。
- ★ 取組状況の調査(全職員)
各職員個人での取組についての自己チェックを行い、エコオフィス推進員は所属内の取組状況を確認する。
- ★ グリーン購入の実施状況調査(全所属)
各所属での文具類のグリーン購入実施状況を調査する。

◇ カーボンマネジメント強化に向けた進行管理における工夫

◆ エネルギーの使用量等の“見える化”

各施設（所属）から収集したエネルギー使用量等データのグラフ化を行うなどした上で、各施設と面談の機会を持ち、各施設データに基づく取組事項の効果等について施設内の周知に役立てる。また、わかりやすく“見える化”させることにより、職員の取組意欲を高め、取組の推進を図る。

◆ 適切で効果的な情報の提供等

国等による設備導入支援のための補助制度等の周知、各施設の省エネ対策事例の共有、及び各職員に対する具体的な取組事例の発信を行うなどの情報交換を積極的に行う。

※ 各施設それぞれが欲しい有益で必要な情報の聞き取り等を行った上で情報提供を行う。

◆ 多層的PDCAによる運用

市全体のPDCAサイクルを各施設（所属）で行っている個々の運用（PDCA）と連携を図りながら運用すること（多層的PDCA）で、とくしまエコマネジメントシステムの強化を図る。

3 公 表

プランの達成状況については、「徳島市環境報告書」や本市ホームページにより、毎年度、公表する。

様 式

様式 1	自己チェック表	23
様式 2	グリーン購入チェック票	24
様式 3	グリーン購入実施状況報告票	25

自己チェック表

次の環境に配慮した取組について、職員一人一人が自己点検・評価を行い、できる項目から環境に配慮した取組を行っていきましょう。

所属名：_____

氏名：_____

《4段階に評価》

3：徹底して実行 2：実行している 1：ときどき実行している 0：実行していない

職場や職務において該当しない項目がある場合は ー：該当しない を記入。

チェック項目	5月	8月	11月	2月
1. 始業前、昼休みの消灯、残業時の部分消灯				
2. トイレ、会議室、更衣室、コピー室の使用後の消灯				
3. 電化製品等について使用しない時の電源オフ (電気式ポット、コーヒーメーカーの加熱機器、など)				
4. 長時間の離席時(概ね2時間以上)は、パソコンの電源オフ				
5. 昼休みや短時間の離席時はスリープモードの活用				
6. コピー機の使用後は省電力状態に切り替え				
7. 各職場の最終退出者は、消灯や電化製品等の電源オフを確認 (照明、プリンター、コピー機、パソコン、電気式ポット、など)				
8. 公用車運転時の急発進、急加速、空ぶかしをやめる				
9. 公用車の駐車及び長時間の停車時のアイドリングストップ				
10. 距離及び目的に応じ、合理的な移動手段の選択				
11. 物品購入時はエコマーク等の環境ラベルを参考に購入				
12. 「プレビュー画面」で確認してから印刷				
13. コピー・印刷は原則として両面コピー				
14. 資料の簡素化・共有化				
15. 庁内LANや電子メールの活用による事務のペーパーレス化				
16. 使い捨て製品の使用の抑制				
17. 使用済み封筒の再利用				
18. 「もったいないコーナー」の活用				
19. 事務室等から出るゴミの分別徹底				
20. マイボトルやマイバック等を使用				
21. 夏季の軽装、冬季の重ね着など服装の工夫				
22. ノー残業デー(水・金曜日)やライトダウンデー(水曜日)の定時退庁				
23. 毎月10・20・30日の「ノーマイカーデー」の実施				
24. 手洗い、トイレ使用、洗い物時など、こまめな節水				
25. ※				
合 計 (点)				
実施率 (%) 合計点÷(該当項目数×3)×100				

※ 25. は、各所属や個人で取り組んでいる項目があれば記入。

グリーン購入チェック票（令和 年度 ～ 月分）

【記入の際の注意事項】

- I (1)～(3)の記入者は、物品納入業者とし、物品納入時に「グリーン購入対象品目リスト」を確認し、物品が対象品目に該当する場合、下欄に最小の小売単位で記入してください。
- II 環境配慮型の適否の判断は、「グリーン購入対象品目リスト」の判断基準を参考にしてください。
- ・判断基準に適合 ⇒ 適合品欄に納入数量を記入
 - ・判断基準に不適合 ⇒ 不適合品欄に納入数量を記入
- III 納入数量の合計欄には、適合・不適合、それぞれの合計を記入してください。
- IV (4)の記入者は、庶務担当者とし、下の【不適合品の購入理由】を参考に記入してください。

部署名： _____

※下欄には、グリーン購入対象品目リストに掲載されている対象品のみ記入してください。

(1)納入日	(2)品目名	(3)納入数量		(4)不適合品の購入理由 (番号を○で囲む)
		環境配慮型 適合品	環境配慮型 不適合品	
				1 2 3 ()
				1 2 3 ()
				1 2 3 ()
				1 2 3 ()
				1 2 3 ()
				1 2 3 ()
				1 2 3 ()
				1 2 3 ()
				1 2 3 ()
				1 2 3 ()
				1 2 3 ()
				1 2 3 ()
合 計		A	B	

(様式3) グリーン購入実施状況報告票に記入

【不適合品の購入理由】

1 業務目的に合うものが無い

2 価格が高い

3 その他（理由を記入）

グリーン購入実施状況報告票（令和 年度 前期・後期）

【記入の際の注意事項】

- I 記入者は、庶務担当者とし、グリーン購入チェック票（様式2）の前期（4月～9月分）、後期（10月～3月分）を集計し報告してください。
- II 環境配慮型適合品の合計欄には、チェック票の環境配慮型適合品の合計（A）を、環境配慮型不適合品の合計欄には、チェック票の環境配慮型不適合品の合計（B）を、それぞれ最小の小売単位で記入してください。
- III 購入量の合計欄には、チェック票の納入数量の合計（A+B）を記入してください。
- IV 不適合の理由等の欄には、対象品目でありながら環境配慮型製品に適合でないものを購入した場合、その品目名と主な理由を記入してください。

所属名：_____ 記入者名：_____ 連絡先（電話番号）：_____

	数 量
環境配慮型適合品の合計 (A)	
環境配慮型不適合品の合計 (B)	
購入量の合計 (A+B)	

不適合の理由等（品目名と主な理由）

第5次徳島市エコオフィスプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に係る実行計画

令和3年4月

令和7年3月一部改定

徳島市環境部環境保全課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL (088) 621-5213 FAX (088) 621-5210